

**中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)の規定による認定申請について
(兼業者 イー②)**

【対象要件】

- 1 申請する方が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が行田市であること。
- 2 申請者が法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業（以下「指定業種」という）を行う中小企業者であること。
- 3 主たる事業が指定業種に属する事業であることが確認できること。
- 4 企業全体の最近3ヶ月（注1）の売上高等（注2）が前年同期比で5%以上減少していること。
- 5 主たる事業の最近3ヶ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。
- 6 許認可等を必要とする業種については、その許認可等を取得していること。
（注1）申請日の前月もしくは前々月より遡り3ヶ月間とする。
 （注2）売上高等とは、売上高のほか販売数量をいう。

【申請に必要な書類】

申 請 に 必 要 な 書 類			個人	法人
1	認定申請書	2通	●	●
2	履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内）【コピー可】	1通		●
3	代表者、事業所所在地を証明できるもののコピー【確定申告書等】	1通	●	
4	申請書イー②の添付書類	1通	●	●
5	最近3ヶ月間の月別の売上等が確認できるもの【試算表、帳簿類等の写し】	1通	●	●
6	5の期間に対応する前年同期間の月別の売上等が確認できるもの【試算表、帳簿類等の写し】	1通	●	●
7	特定中小企業者認定申請書 添付書	1通	●	●
8	許認可証等のコピー【許認可等を必要とする業種の場合】	1通	●	●
9	委任状（任意様式）【金融機関等の方が代理申請する場合】	1通	●	●

（注）試算表、帳簿類等の写しについては、事業所名の記載の無いものは不可。
また、該当する売上等の数値部分をマーカー等で色を付けること。

※認定書の有効期間は、認定書の発効日から起算して30日です。

※本認定により必ずしも融資が受けられるものではなく、融資の決定は金融機関及び信用保証協会の審査により行われます。

【お問合せ先】 行田市役所 商工観光課 商工振興担当
 《住 所》 行田市本丸2-5
 《電 話》 048(556)1111 内線383
 《FAX》 048(553)5063